

少子化対策、児童福祉等に関する法律の整理

| 名称 | 児童福祉法 | 母子保健法 | 児童虐待の防止に関する法律 | 少子化対策基本法 |
|------|---|---|--|---|
| 立法過程 | 政府立法 昭和22年 | 政府立法 昭和40年 | 議員立法 平成12年 | 議員立法 平成15年7月30日 |
| 制定 | 昭和22年 | 昭和40年 | 平成12年 | 平成15年7月30日 |
| 目的等 | <p>(児童福祉法の趣意)</p> <p>第1条 すべての国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。</p> <p>2 すべての児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。</p> <p>(児童虐待の責任)</p> <p>第2条 国、地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。</p> <p>(児童の健康)</p> <p>第3条 前2条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあつて、常に尊重されなければならない。</p> | <p>(目的)</p> <p>第1条 この法律は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母子保健に関する原理を明らかにするとともに、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医師その他の措置を講じ、もつて国民保健の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(母性の責務)</p> <p>第2条 国、地方公共団体は、すべての児童がすこやかに生まれ、かつ、育てられる基盤であることにかんがみ、尊重され、かつ、保護されなければならない。</p> <p>第3条 乳幼児は、心身ともに健全な人として成長してゆつために、その健康が保持され、かつ、増進されなければならない。</p> <p>(母性及び保護者の努力)</p> <p>第4条 母性は、みずからすすんで、妊娠、出産又は育児について正しい理解を深め、その健康の保持及び増進に努めなければならない。</p> <p>2 保護者は、みずからすすんで、育児についての正しい理解を深め、乳児又は幼児の健康の保持及び増進に努めなければならない。</p> <p>(国及び地方公共団体の責務)</p> <p>第5条 国及び地方公共団体は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に努めなければならない。</p> <p>2 国及び地方公共団体は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する施策を講ずるに当たつては、その施策を通じて、前3条に規定する母子保健の理念が具現されるように配慮しなければならない。</p> | <p>(目的)</p> <p>第1条 この法律は、児童虐待が児童の人格を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与え、かつ、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の防止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もつて児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。</p> <p>(児童虐待の定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(児童に対する虐待の禁止)</p> <p>第3条 何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。</p> <p>(国及び地方公共団体の責務)</p> <p>第4条 国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援並びに児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が良好な家庭的環境で生活するため、に必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、関係省庁相互間その他の関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援、医療の提供体制の整備その他の児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めなければならない。</p> <p>2 国及び地方公共団体は、児童相談所等関係機関の職員及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他の児童の福祉に職務上関係のある者が児童虐待を早期に発見し、その他の児童虐待の防止に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>3 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に行つて、児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた児童のケア並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援の職務に携わる者、人材の確保及び資力の向上を図るため、研修等必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>4 国及び地方公共団体は、児童虐待の防止に資するため、児童の人権、児童虐待が児童に及ぼす影響、児童虐待に係る通告義務等について必要な広報その他の啓発活動に努めなければならない。</p> <p>5 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた児童のケア並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援の職務及び児童福祉施設の職員が児童虐待の防止に果たすべき役割その他の児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとする。</p> <p>6 児童の親権を行う者は、児童を心身ともに健やかに育成することに、できる限り児童の利益を尊重するよう努めなければならない。</p> <p>7 何人も、児童の健全な成長のために、良好な家庭的環境及び近隣社会の連帯が求められることに留意しなければならない。</p> | <p>(目的)</p> <p>第1条 我が国において急速に少子化が進んでおり、その状況が21世紀の国民生活に深刻かつ多大な影響を及ぼすものであることにかんがみ、このよきな事態に対し、長期的な視点に立つて的確に対処するため、少子化社会において講ぜられる施策の基本理念を明らかにするとともに、国及び地方公共団体の責務、少子化に対処するために講ずべき施策の基本となる事項その他の事項を定めることにより、少子化に対処するための施策を総合的に推進し、もつて国民が豊かで安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>(施策の基本理念)</p> <p>第2条 父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するとの認識の下に、国民の意識の変化、生活様式の多様化等に十分留意し、かつ、男女共同参画社会の形成とあいまつて、家庭や子育てに必要とされることを旨として講ぜられなければならない。</p> <p>2 人口構造の変化、財政の状況、経済の成長、社会の高度化その他の状況に十分配慮し、長期的な展望に立つて講ぜられなければならない。</p> <p>3 子どもが安全な生活が確保されるときに、子どもがひとしく心身ともに健やかに育つことができるよう配慮し、講ぜられなければならない。</p> <p>4 社会、経済、教育、文化その他のあらゆる分野における施策は、少子化の状況に配慮して、講ぜられなければならない。</p> <p>(国の責務)</p> <p>第3条 国は、前条の基本理念にのっとり、少子化に対処するための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、少子化に対処するための施策に關し、国と協力し、かつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>(事業者の責務)</p> <p>第5条 事業者は、子どもを生み、育てる者が充実した職業生活を営みつつ豊かな家庭生活を享受することができるよう、国又は地方公共団体が実施する少子化に対処するための施策に協力するとともに、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。</p> <p>(国民の責務)</p> <p>第6条 国民は、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、安心して子どもを生み、育てることができ、社会の実現に資するよう努めるものとする。</p> |
| 記載事項 | <p>第1章 総則</p> <p>第1節 定義</p> <p>第2節 児童福祉審議会等</p> <p>第3節 実施機関</p> <p>第4節 市町村</p> <p>第5節 都道府県</p> <p>第6節 児童福祉司</p> <p>第7節 児童委員</p> <p>第8節 児童士</p> <p>第9節 福祉士の保護</p> <p>第10節 療育の指導等</p> <p>第11節 保健所長による療育指導</p> <p>第12節 結核児童等の療養の給付</p> <p>第13節 長期療養児童指導、医療費助成</p> <p>第14節 居宅生活の支援</p> <p>第15節 児童福祉サービスへの措置</p> <p>第16節 子育て支援事業</p> <p>第17節 放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業</p> <p>第18節 乳児家庭全戸訪問事業</p> <p>第19節 養育支援事業</p> <p>第20節 地域子育て支援拠点事業、一時預かり</p> <p>第21節 子育て支援事業</p> <p>第22節 児童相談、情報提供</p> <p>第23節 児童施設、母子生活支援施設、児童福祉施設</p> <p>第24節 児童虐待防止等</p> <p>第25節 児童虐待を受けた児童の保護措置等</p> <p>第26節 児童虐待を受けた児童の保護措置等</p> <p>第27節 児童虐待を受けた児童の保護措置等</p> <p>第28節 児童虐待を受けた児童の保護措置等</p> <p>第29節 児童虐待を受けた児童の保護措置等</p> <p>第30節 児童虐待を受けた児童の保護措置等</p> <p>第31節 児童虐待を受けた児童の保護措置等</p> <p>第32節 児童虐待を受けた児童の保護措置等</p> <p>第33節 児童虐待を受けた児童の保護措置等</p> <p>第34節 児童虐待を受けた児童の保護措置等</p> <p>第35節 児童虐待を受けた児童の保護措置等</p> <p>第36節 児童虐待を受けた児童の保護措置等</p> <p>第37節 児童虐待を受けた児童の保護措置等</p> <p>第38節 児童虐待を受けた児童の保護措置等</p> <p>第39節 児童虐待を受けた児童の保護措置等</p> <p>第40節 児童虐待を受けた児童の保護措置等</p> <p>第41節 児童虐待を受けた児童の保護措置等</p> <p>第42節 児童虐待を受けた児童の保護措置等</p> <p>第43節 児童虐待を受けた児童の保護措置等</p> <p>第44節 児童虐待を受けた児童の保護措置等</p> <p>第45節 児童虐待を受けた児童の保護措置等</p> <p>第46節 児童虐待を受けた児童の保護措置等</p> <p>第47節 児童虐待を受けた児童の保護措置等</p> <p>第48節 児童虐待を受けた児童の保護措置等</p> <p>第49節 児童虐待を受けた児童の保護措置等</p> <p>第50節 児童虐待を受けた児童の保護措置等</p> <p>第51節 児童虐待を受けた児童の保護措置等</p> <p>第52節 児童虐待を受けた児童の保護措置等</p> <p>第53節 児童虐待を受けた児童の保護措置等</p> <p>第54節 児童虐待を受けた児童の保護措置等</p> <p>第55節 児童虐待を受けた児童の保護措置等</p> <p>第56節 児童虐待を受けた児童の保護措置等</p> <p>第57節 児童虐待を受けた児童の保護措置等</p> <p>第58節 児童虐待を受けた児童の保護措置等</p> <p>第59節 児童虐待を受けた児童の保護措置等</p> <p>第60節 児童虐待を受けた児童の保護措置等</p> <p>第61節 児童虐待を受けた児童の保護措置等</p> <p>第62節 児童虐待を受けた児童の保護措置等</p> <p>第63節 児童虐待を受けた児童の保護措置等</p> <p>第64節 児童虐待を受けた児童の保護措置等</p> <p>第65節 児童虐待を受けた児童の保護措置等</p> <p>第66節 児童虐待を受けた児童の保護措置等</p> <p>第67節 児童虐待を受けた児童の保護措置等</p> <p>第68節 児童虐待を受けた児童の保護措置等</p> <p>第69節 児童虐待を受けた児童の保護措置等</p> <p>第70節 児童虐待を受けた児童の保護措置等</p> <p>第71節 児童虐待を受けた児童の保護措置等</p> <p>第72節 児童虐待を受けた児童の保護措置等</p> <p>第73節 児童虐待を受けた児童の保護措置等</p> <p>第74節 児童虐待を受けた児童の保護措置等</p> <p>第75節 児童虐待を受けた児童の保護措置等</p> <p>第76節 児童虐待を受けた児童の保護措置等</p> <p>第77節 児童虐待を受けた児童の保護措置等</p> <p>第78節 児童虐待を受けた児童の保護措置等</p> <p>第79節 児童虐待を受けた児童の保護措置等</p> <p>第80節 児童虐待を受けた児童の保護措置等</p> <p>第81節 児童虐待を受けた児童の保護措置等</p> <p>第82節 児童虐待を受けた児童の保護措置等</p> <p>第83節 児童虐待を受けた児童の保護措置等</p> <p>第84節 児童虐待を受けた児童の保護措置等</p> <p>第85節 児童虐待を受けた児童の保護措置等</p> <p>第86節 児童虐待を受けた児童の保護措置等</p> <p>第87節 児童虐待を受けた児童の保護措置等</p> <p>第88節 児童虐待を受けた児童の保護措置等</p> <p>第89節 児童虐待を受けた児童の保護措置等</p> <p>第90節 児童虐待を受けた児童の保護措置等</p> <p>第91節 児童虐待を受けた児童の保護措置等</p> <p>第92節 児童虐待を受けた児童の保護措置等</p> <p>第93節 児童虐待を受けた児童の保護措置等</p> <p>第94節 児童虐待を受けた児童の保護措置等</p> <p>第95節 児童虐待を受けた児童の保護措置等</p> <p>第96節 児童虐待を受けた児童の保護措置等</p> <p>第97節 児童虐待を受けた児童の保護措置等</p> <p>第98節 児童虐待を受けた児童の保護措置等</p> <p>第99節 児童虐待を受けた児童の保護措置等</p> <p>第100節 児童虐待を受けた児童の保護措置等</p> | <p>第1章 総則</p> <p>第2章 母子保健の向上に関する措置</p> <p>第3章 知識の普及</p> <p>第4章 保健指導</p> <p>第5章 新生児の訪問指導</p> <p>第6章 健康診査</p> <p>第7章 妊娠の検出</p> <p>第8章 妊産婦の訪問指導</p> <p>第9章 低体重児の届出</p> <p>第10章 未熟児の訪問指導</p> <p>第11章 養育医療</p> <p>第12章 医療施設の整備</p> <p>第13章 調査研究の推進</p> <p>第14章 費用の至便</p> <p>第15章 母子保健センター</p> <p>第16章 市町村母子健康センター</p> <p>第17章 雑則</p> <p>第18章 雑則</p> | <p>第1章 目的</p> <p>第2章 児童虐待の定義</p> <p>第3章 児童虐待の禁止</p> <p>第4章 国及び地方公共団体の責務</p> <p>第5章 児童虐待の早期発見等</p> <p>第6章 児童虐待に係る通告</p> <p>第7章 通告又は送致を受けた場合の措置</p> <p>第8章 児童相談所に送致した場合の措置</p> <p>第9章 立入調査</p> <p>第10章 再出頭要求等</p> <p>第11章 臨検、捜索等</p> <p>第12章 警察署長に対する提訴要請等</p> <p>第13章 都道府県知事への報告</p> <p>第14章 児童虐待を行った保護者に対する指導等</p> <p>第15章 施設入所等の措置の解除</p> <p>第16章 児童虐待を受けた児童等に対する支援</p> <p>第17章 資料又は情報の提供</p> <p>第18章 都道府県児童福祉審議会等への報告</p> <p>第19章 親権の喪失の制度の適切な運用</p> <p>第20章 親権の喪失の制度の適切な運用</p> | <p>第1章 総則</p> <p>第2章 施策の基本理念</p> <p>第3章 地方公共団体の責務</p> <p>第4章 事業者の責務</p> <p>第5章 国民の責務</p> <p>第6章 法制上の措置</p> <p>第7章 基本報告</p> <p>第8章 雇環境の整備</p> <p>第9章 保育サービス等の充実</p> <p>第10章 地域社会における子育て支援体制の整備</p> <p>第11章 母子保健医療体制の充実等</p> <p>第12章 母子保健サービス提供体制整備</p> <p>第13章 医療の提供体制整備</p> <p>第14章 不妊治療</p> <p>第15章 生活環境の整備</p> <p>第16章 育児負担の軽減</p> <p>第17章 教育及び啓蒙</p> <p>第18章 少子化対策会議(内閣府に設置、会長は総理大臣)</p> |

| | | |
|--|---|---|
| <p>名称 次世代育成支援対策推進法</p> <p>立法過程 政府立法 平成15年7月16日</p> | <p>発達障害者支援法</p> <p>議員立法 平成16年</p> | <p>健康増進法</p> <p>政府立法 平成14年</p> |
| <p>目的等</p> <p>(目的) 我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業者の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。</p> <p>(定義) 「次世代育成支援対策」とは、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業者が行う雇用環境の整備その他の取組をいう。</p> <p>(基本理念) 第3条 父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが享受されるように配慮して行われなければならない。</p> <p>(国及び地方公共団体の責務) 第4条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念に基づき、相互に連携を図りながら、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。</p> <p>(事業者の責務) 第5条 事業者は、基本理念に基づき、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立を図りながら、次世代育成支援対策を実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。</p> <p>(国民の責務) 第6条 国民は、次世代育成支援対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。</p> | <p>(目的) 第1条 この法律は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることにかんがみ、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校等における発達障害者への支援、発達障害者の自立及び社会参加に資する支援センターの指定等について定めることにより、発達障害者の自立及び社会参加に資することを目的とする。</p> <p>(定義) 第2条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。</p> <p>第3条 この法律において「発達障害者」とは、発達障害を有する十八歳未満のものをいう。</p> <p>第4条 この法律において「発達支援」とは、発達障害者に対し、その心理機能の適正な発達を支援し、及び円滑な社会生活を促進するため行う発達障害の特性に対応した医療的、福祉的及び教育的援助をいう。</p> <p>(国及び地方公共団体の責務) 第5条 国及び地方公共団体は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の早期発見のために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>第6条 国及び地方公共団体は、発達障害者に対する就労、地域における生活等に関する支援及び発達障害者の家族に対する支援が行われるよう、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>第7条 発達障害者を行う者、未成年後見人その他の者で、発達障害に關するものを含む、以下同じ。）の意思が欠ける限り尊重されなければならないものとする。</p> <p>第8条 国及び地方公共団体は、発達障害者の支援等の施策を講じるに当たっては、医療、保健、福祉、教育及び労働に関する業務を担当する部局の相互の連携を確保するとともに、犯罪等により発達障害者が被害を受けること等を防止するため、これらの部局と消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関との必要な協力体制の整備を行うものとする。</p> <p>(国民の責務) 第9条 国民は、発達障害者の福祉について理解を深めるとともに、社会連帯の理念に基づき、発達障害者が社会経済活動に参加しようとする努力に対し、協力するように努めなければならない。</p> | <p>(目的) 第1条 この法律は、我が国における急速な高齢化の進展及び疾病構造の変化に伴い、国民の健康の増進の重要性が著しく増大していることにかんがみ、国民の健康の増進の総合的な推進に関し、基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養の改善その他の国民の健康の増進を図るための措置を講じ、もって国民の健康の向上を図ることを目的とする。</p> <p>(国民の責務) 第2条 国民は、健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深め、生涯にわたって、自らの健康状態を自覚するとともに、健康の増進に努めなければならない。</p> <p>(国及び地方公共団体の責務) 第3条 国及び地方公共団体は、教育活動及び広報活動を通じて健康の増進に関する正しい知識の普及、健康の増進に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに研究の推進並びに健康の増進に係る人材の養成及び資質の向上を図るとともに、健康増進事業実施者その他の関係者に対し、必要な技術的援助を与えることにより努めなければならない。</p> <p>(健康増進事業実施者の責務) 第4条 健康増進事業実施者は、健康教育、健康相談その他の国民の健康の増進のために必要な事業（以下「健康増進事業」という。）を積極的に推進するよう努めなければならない。</p> <p>(関係者の協力) 第5条 国、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、健康増進事業実施者、医療機関その他の関係者は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。</p> <p>(定義) 第6条 この法律において「健康増進事業実施者」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>第7条 健康増進事業の推進に関する事項は、次に掲げるものをいう。</p> <p>第8条 健康増進事業の推進に関する事項は、次に掲げるものをいう。</p> <p>第9条 健康増進事業の推進に関する事項は、次に掲げるものをいう。</p> <p>第10条 健康増進事業の推進に関する事項は、次に掲げるものをいう。</p> <p>第11条 健康増進事業の推進に関する事項は、次に掲げるものをいう。</p> <p>第12条 この法律の規定により健康増進事業を行う市町村</p> |
| <p>記載事項</p> <p>第1章 総則 第1条 目的 第2条 定義 第3条 基本理念 第4条 国及び地方公共団体の責務 第5条 事業者の責務 第6条 国民の責務 第2章 行動計画 第1節 行動計画策定指針 第2節 市町村行動計画及び都道府県行動計画 第3節 一般事業主行動計画 第4節 特定事業主行動計画 第5節 次世代育成支援対策推進センター 第3章 次世代育成支援対策地域協議会 第4章 罰則 第5章 雑則</p> | <p>第1章 総則 第1条 目的 第2条 定義 第3条 国及び地方公共団体の責務 第4条 国民の責務 第2章 発達障害者の早期発見及び発達障害者の支援のための施策 第3章 発達障害者の支援センター等 第4章 補則</p> | <p>第1章 総則 第1条 目的 第2条 国及び地方公共団体の責務 第3条 国民の責務 第4章 関係者の協力 第5章 定義 第6章 基本方針等 第7章 基本方針 第8章 都道府県健康増進計画等 第9章 健康増進の実施に関する指針 第10章 保健指導等 第11章 国民健康・栄養調査等 第12章 市町村による生活習慣病相談等の実施 第13章 栄養指導員 第14章 栄養指導員 第15章 特定給食施設等 第16章 特定給食施設における栄養管理 第17章 受動喫煙の防止（第二十五条） 第18章 特別用途表示、栄養表示基準等 第19章 罰則 第20章 雑則</p> |